平成２４年（フ）第３１７号
埼玉県所沢市宮本町１丁目５番12号　渋谷ハイツ１Ｆ３号
破産者　冨澤　吉光
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３６６号
埼玉県日高市横手１丁目11番地８
破産者　川島　彩乃
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３９２号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘３丁目725番地の８　ウッディハイツＡ―103
破産者　北條　博章
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４２０号
埼玉県富士見市関沢２丁目13番32号　ライフコーポ関沢202、前住所埼玉県川越市南台２丁目３番地６　ファミリーコーポ南台404号室
破産者　星　　智子（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４２７号
埼玉県川越市大字今福2719番地30
破産者　小田嶋孝人
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１９７号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲233―１、住民票上の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下野甲2655番地３
破産者　川内　妙子
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１２５６号
北海道千歳市青葉２丁目５番14号
破産者　沼端　富榮
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６８８号
札幌市西区二十四軒２条４丁目７番３号　北陵ハイツ２号
破産者　須川　昭彦
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３０５号
北海道千歳市住吉５丁目13番８―501号、開始決定時の住所北海道千歳市白樺３丁目８番地の14
破産者　森谷　雄二
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３８７号
札幌市白石区本郷通８丁目北２番１号　豊荘202号
破産者　反田美智子
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４５５号
北海道江別市ゆめみ野東町36番地の９　Ａ棟
破産者　柴田　昌哉
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８号
北海道新冠郡新冠町字本町37番地の６
破産者　妹尾　巨知
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
北海道帯広市西17条南４丁目14番９号
破産者　敦賀　　寛
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
北海道帯広市西８条北１丁目18番地２
破産者　村田　　操
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
北海道帯広市西１条南５丁目19番地６　第一恒陽マンション302、破産手続開始決定時の住所北海道帯広市西８条北１丁目18番地２
破産者　村田　珠樹
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２１６号
宮城県塩竈市尾島町27番６号　鈴平アパートＢ－８号
破産者　鈴木久美恵（旧姓阿部）
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４２９号
仙台市若林区南小泉３丁目14番21号　コーポ佐藤101
破産者　三浦　政俊
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
秋田市高陽青柳町７番24号
破産者　越後谷　勇
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４７号
秋田市新屋田尻沢東町１番12号
破産者　梅崎サダ子
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部